平成２４年（フ）第１２３２８号
東京都板橋区高島平１丁目78―10―307　日神パレス西台第２
債務者　田口　智子（旧姓板垣）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１８１号
東京都八王子市別所１丁目39―４―407
債務者　佃　哲太郎
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１０号
北海道帯広市東３条南23丁目16番地２　コーポ323―２―403号室
債務者　田中　敏明
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
十勝郡浦幌町字厚内二条通２丁目17番地
債務者　加賀　勇一
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４３７号
静岡県浜松市中区富塚町132番地の１　アクアマリン105号、前住所静岡県浜松市西区大人見町1750番地の106
債務者　松島　孝一
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４６２号
静岡県浜松市北区細江町気賀75番地の１、前住所東京都国分寺市並木町１丁目20番地１　ダイアパレス国分寺鷹の台Ⅱ402
債務者　鈴木　緑郎
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第１３１７号
名古屋市中区門前町１番９号　ヴァンテアン大須901号、開始決定時の住所名古屋市中区上前津２丁目３番19号　サンシャイン上前津902号
破産者　Ｊｉｎ　ｆｏｒ　ＳｉＳｐｒｏｄｕｃｔｓこと　波多野　仁
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３３４号
愛知県知多市日長字穴田23番地
破産者　弓削　邦久
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５２号
堺市堺区緑ヶ丘北町４丁３番３―303号
破産者　工藤奈々子
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６７０号
堺市中区檜葉163番地19
破産者　金田　弘則
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７０７号
大阪府南河内郡河南町大字東山794番地
破産者　髙橋ヒサエ
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７３３号
堺市北区百舌鳥西之町１丁27番地１　１―504号、住民票上の住所堺市西区草部1021番地10棟206号
破産者　東　さつき（旧姓松本）
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７５６号
堺市南区茶山台２丁７番１―101号
破産者　髙谷　美幸
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７７７号
大阪府高石市綾園３丁目13番１―107号
破産者　西尾　紀江
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７８４号
大阪府富田林市寿町２丁目４番24号―203
破産者　稲川　恭子
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７８９号
大阪府羽曳野市古市５丁目４番４号
破産者　尾形　直樹
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８０９号
大阪府松原市西大塚２丁目466番地の８
破産者　長辻　誠二
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８１０号
堺市西区上173番地104
破産者　村方　広海
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８１５号
堺市南区竹城台１丁２番39―103号
破産者　中村　彰吾
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８１６号
堺市南区竹城台１丁２番39―103号
破産者　中村　秋江
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
兵庫県伊丹市東野８丁目78番地１アビタシオンアールデコ107号、前住所兵庫県宝塚市山本南１丁目18番16号
破産者　岡田　繁弘
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３５３号
兵庫県姫路市広畑区東新町２丁目61番地２　サンフェニックス21―305号室、従前の住所兵庫県姫路市大津区恵美酒町２丁目82番地10
破産者　西原佐知子
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部